

「須恵町社会福祉協議会イメージキャラクター」募集要項

令和6年3月1日

社会福祉法人 須恵町社会福祉協議会

須恵町社会福祉協議会は、昭和49年に社会福祉法人として認可され、令和6年、法人化50周年を迎えます。

これを記念して、次の50年も、その先も愛されるイメージキャラクターを以下により募集します。皆様からの御応募、お待ちしております。

1 応募資格・応募点数

- (1) 年齢、デザインの経験、受賞歴の有無等は問いません。
- (2) この要項に同意いただける方であれば、個人でも団体でも、どなたでも応募が可能です。
- (3) 応募点数の制限はありません。

2 制作条件

制作条件は次のとおりとします。

- (1) 須恵町社会福祉協議会をイメージ化したもの。
- (2) 様々なシーンで活躍できるキャラクターであること。
- (3) 町内外へ発信することを念頭に制作すること。
- (4) 2cm×3cm程度の大きさでも視認できるもの。
- (5) モノクロであってもイメージに大差が出ないもの。
- (6) 応募作品は、応募者自身の未発表のものに限る。
- (7) 応募作品は返却しない。

3 提出内容および提出方法

(1) 提出内容

① キャラクター像

手書きもしくは電子データ。（電子データの場合は、PDF ファイルで提出してください。）様式は任意とします。

② デザインの趣旨

解説・考え方を200字以内で記述してください。

③ 氏名・年齢・住所・電話番号・メールアドレス

採用された作品については、制作者の氏名、住所（都道府県・市町名まで）および②の趣旨説明（解説）は公表します。

(2) 参考資料

使用したOSやアプリケーション等、必要と思われる仕様がある場合は参考資料として添付してください。

(3) 提出期限

令和6年5月10日（金）17時（必着）

(4) 提出方法・提出先

須恵町社会福祉協議会事務局あて御応募ください。なお、いずれの場合も受付通知は行いません。

① 電子メールの場合

- ・ 応募先のアドレス：suemachi-shakyo@rose.ocn.ne.jp
- ・ 件名を「イメージキャラクター応募」とすること。

② 郵送・持参の場合

- ・ 作品を折り曲げないように留意し、封筒に「イメージキャラクター応募」と明記すること。
- ・ 〒811-2114 福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1167-3
須恵町社会福祉協議会 TEL 092-933-2160
- ・ 受付時間 午前9時～午後5時（土、日、祝日除く）

(5) 作品は手描き以外に、作品描画ソフト（種類は問いません。）により作成したもので可。

4 審査について

- (1) 審査は、「5 審査にあたり考慮する項目」により、本会役員等の意見を踏まえて、本会会長が採用作品を決定します。
- (2) 選考経過については、非公開とします。
- (3) 次に該当するものについては、審査の対象外とします。
 - ① 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるもの。
 - ② 既に他の地域で採用されているものまたは採用されたものに類似のもの。
 - ③ 政治的・宗教的・商業的メッセージを含むもの。
 - ④ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗その他法令の規定に反するもの。
 - ⑤ 採用後であっても、①～④の条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。また、デザインが類似と認められた場合も、採用を取り消すことがあります。これらに伴い、発生するトラブル、損害などは、本会では負いかねますので、御留意ください。

5 審査にあたり考慮する項目

次の5項目について審査します。

- (1) 視認性：大人から子どもまで幅広く好感をもたれ、分かりやすいもの。
- (2) 象徴性：須恵町社会福祉協議会の象徴となること。
- (3) 審美性：デザインとして優れていること。
- (4) 展開性：さまざまな媒体で展開可能であること。
- (5) 再現性：モノクロ化や拡大、縮小してもデザインイメージの変化が少ないこと。

6 結果発表について

令和6年7月頃に、採用者に直接通知します。また、本会のホームページ等で発表します。ただし、選考の都合上、発表時期が変更になる場合があります。なお、不採用者への通知は行いません。

7 表彰等

採用者には、表彰状および副賞10万円(18歳未満の方は図書券または商品券)を法人化50周年記念式典の会場にて授与します。

8 注意事項

応募者は、次の各事項について承諾の上で、作品の応募をお願いいたします。

(1) 応募作品の知的財産権等について

- ① 応募者は、応募作品が採用された場合、当該作品に関する著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利を当協議会に無償で譲渡する。また、当該作品に関する著作者人格権その他一切の人格権を当協議会およびその指定する者に対して行使しない。
- ② 応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、もしくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがある。
- ③ 全ての応募作品について、当協議会は、広報・記録等を目的とした印刷物、Web、展示会等において無償でこれを使用できるものとする。
- ④ 応募者は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれがないこと、および既に他の地域で採用されたものに類似のものではないことを確約する。それらの違反があった場合には、応募者が自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、必要に応じて、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ等の関連資料を確認する場合がある。

(2) 個人情報の取扱いについて

応募者の個人情報の取扱いについては、作品の審査および発表の範囲内においてのみ利用し、本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。なお、3の(1)の③に記載のとおり、採用者の氏名、住所（都道府県及び市町村名）と作品の趣旨（解説）については、公表します。

(3) 採用作品の修正について

採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら、補正・修正および文字や動きの付加、あるいはほかのデザイン(赤い羽根等)との組み合わせなど、補修をすることがあります。また、必要によっては、編集をお願いすることもあります。なお、補修等についての同意が得られない場合、決定後であっても、採用決定を無効とします。

(4) 採用作品の制作者について

採用作品の制作者には、広報活動等への協力をお願いすることがあります。

(5) その他留意事項

- ① 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。また、応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いません。
何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない、郵送物が届かない等の問題が発生した場合についても責任を負いません。
- ② 当協議会は、応募作品の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等について責任を負えない場合がありますので、応募作品に係るデータ等のバックアップは各自で御対応ください。
- ③ 未成年者の方は、応募にあたり、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。採用作品の決定にあたっては、著作権等の権利譲渡や賞金授受等に関して改めて親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。
- ④ グループでの応募の場合、応募作品の創作に関わった方全員が、本要項を承諾の上、全員の氏名を添えて応募するものとします。応募時に記載したメンバー以外の方が創作に関わったことや、メンバーの一部が募集要項に承諾していないことが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- ⑤ 本要項の内容（スケジュール、注意事項等）については、当協議会の判断により変更または追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方で、これに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じません。
- ⑥ 本要項に取り決めのない事項については、当協議会の判断により決定します。